



都ヘルスクラブ細則



第1項 入会金 会員資格保証金

A	入会金	会員資格保証金	合計
個人会員	1,870,000円	1,500,000円	3,370,000円
家族会員	935,000円	750,000円	1,685,000円
法人会員(1名記名式)	1,870,000円	1,500,000円	3,370,000円
法人会員(2名記名式)	3,740,000円	2,100,000円	5,840,000円
法人会員(3名記名式)	5,610,000円	2,700,000円	8,310,000円
法人会員(4名記名式)	7,480,000円	3,300,000円	10,780,000円

B	入会金	会員資格保証金	合計
個人会員	1,100,000円	600,000円	1,700,000円
家族会員	550,000円	300,000円	850,000円
法人会員(1名記名式)	1,100,000円	600,000円	1,700,000円
法人会員(2名記名式)	2,200,000円	1,200,000円	3,400,000円
法人会員(3名記名式)	3,300,000円	1,800,000円	5,100,000円
法人会員(4名記名式)	4,400,000円	2,400,000円	6,800,000円

特別法人会員	入会金	会員資格保証金	合計
特別法人会員(1名無記名式)	2,200,000円	1,500,000円	3,700,000円
特別法人会員(2名無記名式)	4,400,000円	3,000,000円	7,400,000円
特別法人会員(3名無記名式)	6,600,000円	4,500,000円	11,100,000円
特別法人会員(4名無記名式)	8,800,000円	6,000,000円	14,800,000円

第2項 年会費

A会員1名につき年額250,800円、B会員1名につき年会費330,000円、特別法人会員1名につき年額330,000円といたします。

第3項 施設利用料金

会員は770円、ビジターは4,400円とさせていただきます。
会員紹介によるビジターは、会員1名につき1回3名までと致します。

第4項 年会費及び施設利用料金等の支払い

会員 年会費は、毎年2月20日までに全額を前納していただきます。その他の利用料金については、その都度お支払いいただきます。なお、年会費はいかなる場合も返還いたしません。
ビジター その都度お支払いいただきます。

第5項 施設利用の範囲

会員、ビジターともクラブ内全施設をご利用いただけます。但し、施設によってはあらかじめご予約いただくか、あるいはご利用時間を制限させていただく場合があります。

第6項 休会

①会員の長期出張及び傷病その他本クラブが認める事由により、1年以上休会される場合は、休会届を事前又はその事由発生以後10日以内に、本クラブに提出していただきます。但し、休会届は最長3年間とし、それ以上の場合はその都度更新いただきます。
②休会中の会費として、1年につき年会費の12分の1をお支払いいただきます。未払いの場合は本会則第13条を適用し、除名とさせていただきます。

第7項 名義変更手数料

本会則第11条の会員資格譲渡に伴う名義変更手数料は、個人会員、法人会員共1名につき110,000円とします。

第8項 変更事項

会員は、住所又は、連絡先その他に変更のあった場合は、速やかにお届けください。

第9項 10年以内の会員資格保証金返還率

本会則第10条の特例に伴う会員資格保証金の返還率は、次のとおりといたします。
(1) 会員の死亡の場合 ……会員資格保証金の…100%
(2) 法人の解散の場合 ……会員資格保証金の…100%
(3) 傷病等により継続不可能な場合 ……会員資格保証金の…90%
(4) 海外永住等により継続不可能な場合 ……会員資格保証金の…80%
(5) 除名の場合 ……会員資格保証金の…70%

第10項 付則

年会費、施設利用料金等については、経済情勢により変更させていただく場合があります。

第11項 改定

本細則の改正及び変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力は、すべての会員に及ぶものといたします。

令和1年10月1日

【入会金、年会費、施設利用料、名義変更手数料等には、消費税が含まれております】

